

健康保険 被扶養者異動届 (増)

※自筆の場合は必ずボールペンで記入してください
※申請に必要な添付書類は次ページで確認ください

事業所	健 保		
	担当	担当	事務長 常務理事

記入日 令和 年 月 日

被保険者 (本人)

本申請書の提出を事業主へ委任します (委任する場合は☑)

保険証の 記号・番号	-	フリガナ	生年月日	昭和 平成	年 月 日		
所属	○	住所	〒 -			電話番号	- -

今回申請をする家族

被保険者 との続柄	氏 名	生 年 月 日	年 齢	性 別	世 帯
フリガナ 氏	名	昭和 平成 令和	年 月 日	男 ・ 女	同居 ・ 別居
住所	<input type="checkbox"/> 住民票住所と同じ→住民票で確認するので記入不要です <input type="checkbox"/> 住民票住所と異なる → 現在お住いの住所 (居所) を下欄に記入してください 〒 - ※日本国内に住民票がない場合は「海外在住」と記入してください。				
申請の事由	<input type="checkbox"/> 退職 <input type="checkbox"/> 雇用保険受給終了 <input type="checkbox"/> 収入減少 <input type="checkbox"/> 結婚 <input type="checkbox"/> 本人入社 <input type="checkbox"/> 扶養異動 <input type="checkbox"/> その他 ()				
事由発生日	令和 年 月 日				

今回申請をする家族

被保険者 との続柄	氏 名	生 年 月 日	年 齢	性 別	世 帯
フリガナ 氏	名	昭和 平成 令和	年 月 日	男 ・ 女	同居 ・ 別居
住所	<input type="checkbox"/> 住民票住所と同じ→住民票で確認するので記入不要です <input type="checkbox"/> 住民票住所と異なる → 現在お住いの住所 (居所) を下欄に記入してください 〒 - ※日本国内に住民票がない場合は「海外在住」と記入してください。				
申請の事由	<input type="checkbox"/> 退職 <input type="checkbox"/> 雇用保険受給終了 <input type="checkbox"/> 収入減少 <input type="checkbox"/> 結婚 <input type="checkbox"/> 本人入社 <input type="checkbox"/> 扶養異動 <input type="checkbox"/> その他 ()				
事由発生日	令和 年 月 日				

※申請をする家族が「子」の場合、該当するものに☑を入れること

- 配偶者はあなたの健康保険の被扶養者になっている → 添付書類は不要
- 配偶者は安川健保以外の健康保険に加入している → 直近の源泉徴収票 (写し) を添付
- 配偶者は安川健保の被保険者 (本人) → 下欄を記入 (添付書類は不要)

保険証の 記号・番号	-	氏 名	
---------------	---	-----	--

- 配偶者はいない → カッコ内のいずれかに☑ (離別 死別)

<夫婦共同扶養 (夫婦共働き) について>
被扶養者 (子) の認定にあたっては、被扶養者 (子) の人員数に係らず、年間収入が多いほうの被保険者 (親) に帰属します。

健保使用欄

--

事業所	所在地 名称 事業主
-----	------------------

すべての書類をまとめ、
ホチキスで留めて下さい

対象者の状況	申請に必要な添付書類（原本と書いていないものは写しでも可）		
	○：必ず提出 △：該当する場合にのみ提出 ※下記以外にも必要に応じて別途書類の提出を依頼する場合があります		
全員必須	①住民票	○	続柄が確認でき、世帯全員が記載されていること ※発行後3カ月以内のもの
	②戸籍謄本または戸籍抄本	△	①で被保険者（本人）との続柄が確認できない場合に①と合わせて提出すること
配偶者 ※未届含む （住民票の続柄欄に「未届」の記載があること）			
A.収入なし （1年以上無職）	③所得額証明書または非課税証明書	○	最新のもの
	④健康保険資格喪失証明書	△	国民健康保険に加入している場合は不要
	⑤障害者手帳または医師の診断書	△	就労困難な方 障害年金を受給している場合は⑤を合わせて提出すること
B.退職 （1年以内）	⑥離職票1・2（原本）	○	発行され次第、速やかに提出すること
	④健康保険資格喪失証明書	△	⑥がすぐに発行されなかった場合に④または⑦のいずれかを先に提出し申請することが可能
	⑦退職証明書	△	
⑧退職金明細書および退職月の給与明細	△	退職金が130万円以上（60歳以上・障害者は180万円以上）ある場合に提出すること	
C.雇用保険受給終了	⑨雇用保険受給資格者証	○	「支給終了」の印字があるもの（両面の写し） 支給終了時点で退職から1年以内の場合は退職金について該当すれば⑩も提出すること
D.収入あり 収入の基準 ・130万円未満/年 （60歳未満） ・180万円未満/年 （60歳以上・障害者）	④健康保険資格喪失証明書	△	国民健康保険に加入している場合は不要
	⑩雇用契約書または勤務証明書	△	パート・アルバイト等、給与収入のある方は⑩または⑪のいずれかを提出すること
	⑪給与明細（直近3カ月分以上）	△	
	⑫確定申告書第一表・第二表および収支内訳書	△	自営業・不動産収入・投資収入・その他収入のある方
⑬年金支給額決定通知書（最新のもの）	△	老齢・障害・企業年金など、公的私的すべての年金のもの	
E.婚姻	⑭婚姻届受理証明書	○	国内在住の方は⑭の代わりに②の提出でも可
	⑮婚姻を証明出来る公的書類	○	海外赴任中の被保険者と結婚した外国籍の配偶者の方は⑮（和訳付）を提出すること
子 ※配偶者の子（養子縁組していない子）は被保険者と同居の場合のみ申請可能です			
F.学生	⑮学生証または在学証明書	○	高校生以上の場合に必要
G.養子縁組	②戸籍謄本または戸籍抄本	○	発行後3カ月以内のもの
H.扶養異動	④健康保険資格喪失証明書	○	共同扶養において、配偶者の退職・転職などで夫婦間の収入が逆転したことによる被扶養者の異動の場合⑯⑰は配偶者のものを提出すること
	⑩雇用契約書または勤務証明書	△	
	⑰配偶者の源泉徴収票（直近のもの）	△	
学生以外の子 ※配偶者の子（養子縁組していない子）は被保険者と同居の場合のみ申請可能です			
A～D	配偶者と同じ		
G・H	子と同じ		
I.別居 （世帯分離含む）	⑰送金の証明ができる書類（直近6カ月分）	○	通帳の写し、振込明細書、ネット送金の画面コピーなど「送金者・受取人・送金日・金額」のすべてが確認できるもの
	⑱扶養状況確認証明書	△	被保険者のほかに扶養義務がある家族がいる場合に提出すること
J.配偶者と死別・離別	②戸籍謄本または戸籍抄本	○	発行後3カ月以内のもの
義父母・義兄弟姉妹 ※同居の場合のみ申請可能です			
A～D	配偶者と同じ		
F・H	子と同じ		
I.別居 （世帯分離含む）	⑰送金の証明ができる書類（直近6カ月分）	○	通帳の写し、振込明細書、ネット送金の画面コピーなど「送金者・受取人・送金日・金額」のすべてが確認できるもの
	⑱扶養状況確認証明書	△	被保険者のほかに扶養義務がある家族がいる場合に提出すること
J.配偶者と死別・離別	②戸籍謄本または戸籍抄本	○	発行後3カ月以内のもの
義父母・義兄弟姉妹 ※同居の場合のみ申請可能です			
A～D	配偶者と同じ		
F・H	子と同じ		
I・J	実父母・実兄弟姉妹と同じ		

【被扶養者認定についてご理解を】 被扶養者異動届（増）を提出する前にご一読をお願いします。

※ **健保組合は厳正かつ公平な被扶養者認定を行っています。**

被保険者やその家族の方々の中には、健保組合の被扶養者資格認定の仕組みや考え方がよく分からないため、健保組合より“被扶養者資格がない”旨を通知した場合、その通知に不満を抱かれる方がおられます。しかし、被扶養者資格の認定は、健康保険関係法令・通達に定められており、健保組合はその法令等に基づいて厳正かつ公平な認定を行なうために努力しています。

※ **被扶養者資格認定のスムーズな業務遂行には、加入者の皆さまの被扶養者資格に関する正しい理解が不可欠です。**

被扶養者資格の判定を健保組合がスムーズに行なうためには、年収や家計の状況等を最も把握されている加入員（被保険者とその家族）の方に、健康保険の被扶養者資格について正しく理解いただくことが必要です。被扶養者資格認定の最も重要なポイントは、あなたが実際にその家族の方の生計を「主トシテ（通常、生計費の半分以上）生計ヲ維持シテイクルコト（健康保険法第3条第7項）」であり、あなたに継続的に扶養する能力があることの確認を行なうことです。